KYOUSAI SAGA

共済さが

平成21年
9月号
No.339
平成21年9月14日発行

平成18年度写真コンテスト
準特選「清らかな流れ」
鹿島･藤津地区衛生施設組合
安部 教生

○平成20年度の医療費の状況…… 2
○平成20年4月診療分からの高額介護合算療養費の支給制度が始まります… 3
○平成21年10月1日から出産費等の取扱いが変更になります…… 4
○退職後の医療保険制度 …… 5
○60歳になったら退職共済年金の請求手続きが必要になります…… 6
○長期給付の掛金率が引き上げられました…… 7
○平成21年度特定健康診査・特定保健指導の積極的な受診をお願いします… 8
○平成20年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況について…… 9
○インフルエンザ予防接種助成のご案内 …… 9
○ヘルスアップセミナーの開催について…… 10
○借入状況等申告書の記入は正確に…… 10

佐賀県市町村職員共済組合
〒840-0041　佐賀市城内1丁目5番14号
TEL 0952-29-0331･FAX 0952-29-7647
http://www.saga-kyosai.jp

ご家族のみなさんと一緒にご覧ください

平成20年度の医療費の状況

医療給付費は減少、伸び続ける調剤医療費と受診率！

医療給付費

（表1）の共済組合が平成20年度に支払った医療給付の総額は25億1,294万円となり、平成19年度に比べ本人・家族ともに減少し、6,431万円（2.5%）減となりました。

医療給付費総額では、前年度に比べ減少していますが、調剤医療費だけは増加しております。（図2）の調剤医療費の過去5年間の推移でも年々増加しており、平成19年度から平成20年度では938万円（2.1%）増となりました。

受診率

（表1）の受診率では、平成20年度は前年度対比で本人は0.83%、家族は10.22%増加しています。（図2）でみると本人・家族の合計では受診率が5年間で約10%と著しく増加しています。

平成20年度の医療費の実績と前年度との比較（表 1）

区分		医療給付費総額（万円）			組合員1人当たり医療費（円）			受診率（%）		
		19年度	20年度	前年度対比	19年度	20年度	前年度対比	19年度	20年度	前年度対比
本人	入院	40,195	38,913	96.81	40,099	39,350	98.13	1.11	1.06	95.49
	外来	46,967	45,495	96.87	46,855	46,006	98.19	52.31	52.51	100.38
	歯科	14,084	13,420	95.29	14,050	13,570	96.58	11.97	12.37	103.34
	調剤	20,108	20,604	102.47	20,060	20,836	103.87	—	—	—
	計	121,354	118,432	97.59	121,064	119,762	98.92	65.39	65.93	100.83
家族	入院	45,987	45,422	98.77	45,877	45,932	100.12	0.99	1.08	109.09
	外来	55,417	52,121	94.05	55,284	52,706	95.34	52.06	57.29	110.05
	歯科	12,196	12,106	99.26	12,167	12,242	100.62	10.14	11.28	111.24
	調剤	22,771	23,213	101.94	22,716	23,473	103.33	—	—	—
	計	136,371	132,862	97.43	136,044	134,353	98.76	63.19	69.65	110.22
合計		257,725	251,294	97.50	257,108	254,115	98.84	64.15	68.58	106.91

医療給付費総額と組合員数の推移（図 1）

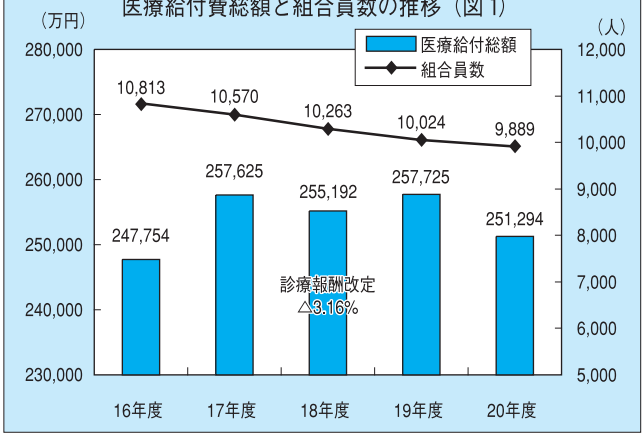

調剤医療費と受診率の推移（図 2）

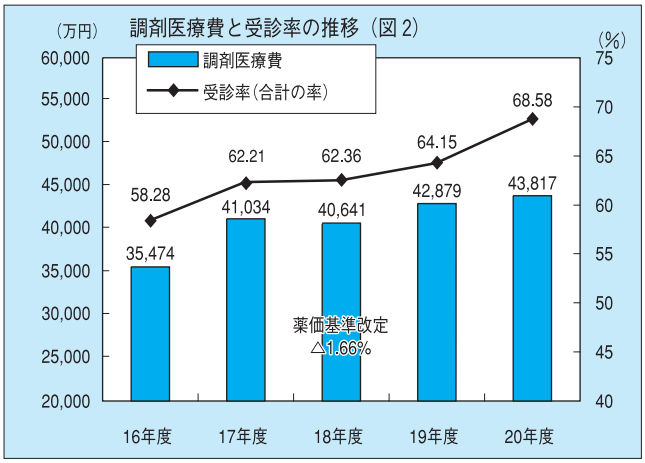

健康管理とジェネリック医薬品の利用で医療費節減にご協力を！

短期（医療）給付は、組合員のみなさんの「掛金」と地方公共団体の「負担金」でまかなわれていますが、年々減少する組合員数（図1）と平均給料月額の低下、高齢者医療制度への支援金等により今後更に厳しい財政状況が続くことが予想されます。

みなさんには、日頃の健康管理と適正な受診、特に調剤医療費が増加していますので、ジェネリック医薬品を利用することで、医療費節減にご協力をお願いします。

平成20年4月診療分からの高額介護合算療養費の支給制度が始まります

医療保険と介護保険の両制度を利用する世帯の自己負担が、高額療養費等の支給を受けてもなお著しく高額になる時の負担を軽減する仕組みが始まりました。

共済組合の組合員の世帯（組合員及びその被扶養者）において、介護保険の受給者がいる場合に、医療保険と介護保険の両制度ともに自己負担額があり、その1年間の自己負担額の合計額が下表の自己負担限度額を超えた時に、組合員からの申請に基づき、高額介護合算療養費が支給されます。

申請等については、詳細が分かり次第、所属所を通じてお知らせいたします。

計算期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの期間（初年度は平成20年4月～平成21年7月末まで）

自己負担限度額

自己負担限度額（8月1日～翌年7月31日）

所得区分※1 ＼ 年齢区分		合算する対象者の年齢区分	
		70歳未満の方を含む	70歳～74歳の方のみ
上位所得者		126万円【168万円】	67万円【89万円】
一　　般		67万円【89万円】	62万円【83万円】 ※2(56万円)（【75万円】）
低所得者	Ⅱ	34万円【45万円】	31万円【41万円】
	Ⅰ		19万円【25万円】

【　】内は、平成20年4月～平成21年7月までの16ヵ月間相当額

※1　被保険者の所得区分

※2　70歳～74歳までの自己負担軽減措置に伴う合算限度額

支給までの流れ

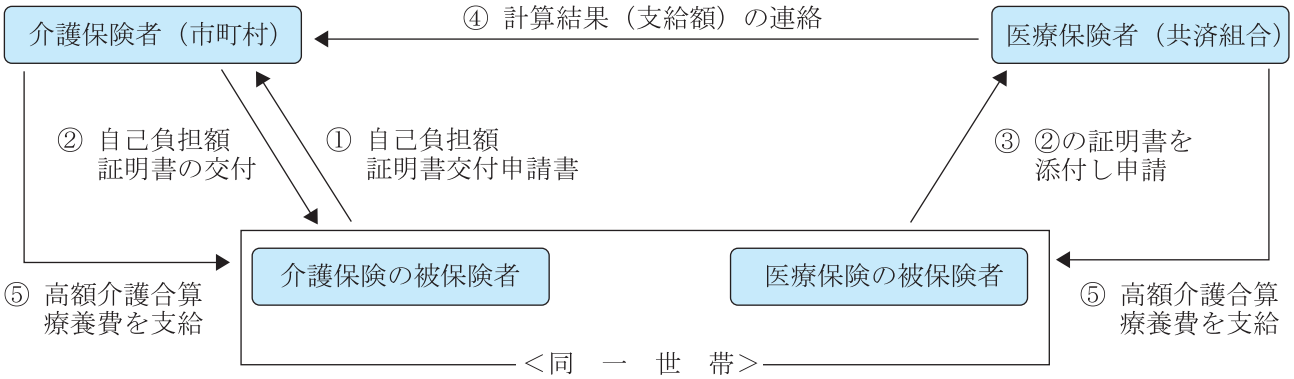

支給額

医療保険者（共済組合）、介護保険者（市町村）の双方が自己負担額の比率に応じて、高額介護合算療養費を支給する。

平成21年8月1日から

育児・介護休業手当金の給付日額の上限額が変わりました

○育児休業手当金　　9,586円　→　9,531円

○介護休業手当金　　7,669円　→　7,625円

※掛金の算定の基礎となる給料月額が335,610円(教育長419,430円)以上の方がこれに該当します。

平成21年10月1日から出産費等の取扱いが変更になります

1　平成21年10月1日以降の出産から支給額が4万円引き上げられます。

出産費及び家族出産費の支給額

38万円　→　42万円　※産科医療補償制度未加入の医療機関での出産は39万円

2　「出産費等の医療機関等への直接支払制度」（以下「直接支払制度」という。）が実施されます。

平成21年10月1日以降の出産から、直接支払制度の利用を希望する組合員及び被扶養者については、医療機関等に「直接支払制度利用合意文書」を提出することで出産費を上限として窓口での出産費用を現金で支払わなくても済むことになります。

これに伴い、9月30日をもって出産費等の受取代理制度が廃止となります。

3　出産費及び家族出産費の請求方法

組合員が、出産費等の請求方法を次の2つから選択し、手続きすることになります。

直接支払制度を
○希望する場合

組合員 → 医療機関等 → 共済組合

直接支払制度利用合意文書を提出　　請求

・窓口負担は、分娩費用が出産費又は家族出産費の額を上回った場合のみ
・分娩費用が出産費又は家族出産費の額を下回った場合は、差額を組合員に支給することになりますが、その請求方法については、後日お知らせします。

○希望しない場合

組合員 → 所属所 → 共済組合

出産費又は家族出産費請求書を提出

・窓口で組合員が分娩費用を全額負担
・出産費請求書又は家族出産費請求書に産科医療補償制度及び直接支払制度の利用の有無の記載された領収書等を添付して請求してください。

平成22年4月1日以降に育児休業を開始した組合員の育児休業手当金について

○支給割合

育児休業手当金の支給割合については、平成22年3月31日までの暫定措置とされていた給付率50%への引き上げが、当分の間延長されることになりました。

○支給時期

育児休業手当金は休業中と復職後に分けて支給していましたが、給付を統合し、全額育児休業中に支給されることになりました。

※平成22年3月31日までに育児休業を開始された組合員の方は、従来どおり、育児休業中に30%、復帰6月経過後に20%が支給されます。

退職後の医療保険制度

みなさんが退職すると、共済組合の医療保険制度の資格を喪失することになります。
退職後の状況に応じて、次のいずれかの医療保険制度に加入することになります。

			自己負担	附加給付制度	高額療養費	保険料
再就職する	健康保険等	再就職先で、健康保険、全国健康保険協会、共済組合などの医療保険制度があれば加入することになります。	3割	各医療保険制度により異なります	有	各医療保険制度により異なります
再就職しない	家族の被扶養者	退職後の収入状況等により、配偶者や子供が加入している健康保険等の被扶養者になれる場合があります。保険料は必要ありません。	3割	各医療保険制度により異なります	有	無
	共済組合の任意継続組合員	退職後に申し出をし、保険料を納めることにより、最長で2年間、在職中と同様の短期（医療）給付を受けることができます。	3割	有	有	◎共済組合の任意継続組合員制度参照
	国民健康保険	再就職しても就職先に健康保険等がない場合や、被扶養者にも任意継続組合員にもならない場合、加入することになります。	3割	無	有	所得・世帯構成などにより異なります

◎ 共済組合の任意継続組合員制度

資格	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者
対象者	組合員とその被扶養者
期間	2年間（中途での資格喪失も可能です）
加入手続き	退職後20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を元所属所を経由して共済組合に提出してください
保険料	任意継続組合員の保険料には、医療に係る短期保険料と介護に係る介護保険料（40歳以上65歳未満の者が対象）があります。 保険料は、次の①～③のいずれか少ない額に、短期・介護の保険料率を乗じて算出します。 ① 退職月初日の給料額 ② 組合員期間が15年以上で、退職時の年齢が55歳以上で初めて退職する者は退職月初日の給料の7割の額 ③ 平成22年度全組合員の平均給料（平成21年度は334,000円） 【保険料の算定方法】 ● 短期保険料（月額） ＝ ①～③のいずれか少ない額 × 平成22年度短期保険料率 （参考：平成21年度は103.43125／1000） ● 介護保険料（月額） ＝ ①～③のいずれか少ない額 × 平成22年度介護保険料率 （参考：平成21年度は10.6／1000） ※平成21年度の平均給料、短期・介護保険料率は、平成22年2月下旬に決定します。
保険料納入方法	・毎月払い、半年払い、年払い（年度単位）の3通りの方法があり、半年払い・年払いについては、前納割引制度が適用されます。 ・払込みは、共済組合から送付する「払込票」により直接払い込まれるか、佐賀銀行口座からの自動引落し（毎月20日）となります。 ・掛金の払込期限は、任意継続組合員の資格を取得した最初の月分は退職の日から20日以内、それ以降は資格の継続を希望する月の前月末までとなります。
給付内容	組合員と家族（被扶養者）は、在職中と同様の短期（医療）給付が受けられます。 ただし、傷病手当金等休業給付は除きます。

〈参考〉 組合員期間40年、退職時年齢60歳、退職月初日の給料：425,900円の者が、年度末に退職した場合
（平成21年度の保険料率、平均給料で算定）
- 保険料算定の基礎となる額 298,130円（退職月初日の給料の7割の額）
- 保険料額 短期（医療）保険料：30,835円 介護保険料：3,160円 合計：33,995円
  - ① 毎月払いの場合：407,940円（医療： 30,835円 × 12月 ＋ 介護： 3,160円 × 12月）
  - ② 半年払いの場合：403,308円（医療：182,909円 × 2回 ＋ 介護：18,745円 × 2回）
  - ③ 年払いの場合 ：399,390円（医療：362,265円 ＋ 介護：37,125円）

※半年払い・年払いについては、払込月によって、保険料額が若干変わりますのでご注意ください。

60歳になったら退職共済年金の請求手続きが必要になります

[特例による退職共済年金の請求]

退職共済年金は、本来65歳から支給されることになっていますが、組合員期間が1年以上で、公的年金制度に25年以上加入している方は、原則60歳から「特例による退職共済年金」が支給されます。

60歳になったら、在職中であっても年金の受給権が発生しますので、年金の請求手続きを行ってください。

＜例＞　22年3月末定年退職（一般組合員）の場合

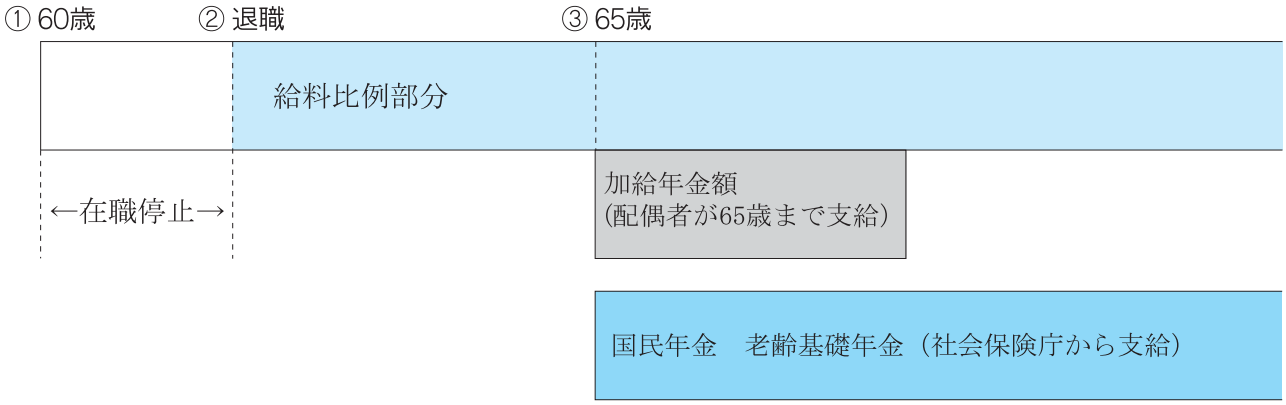

① 60歳（「特例による退職共済年金」受給権発生）

所属所の共済組合事務担当者を通じて年金の請求手続きを行ってください。
60歳到達日（誕生日の前日）の前月までの期間で年金計算を行います。
ただし、在職中は、年金の支給は停止されます。

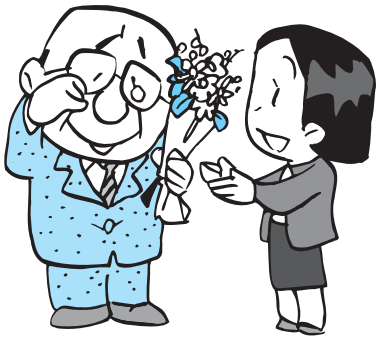

② 退職（年金額改定）

所属所の共済組合事務担当者を通じて年金の改定請求手続きを行ってください。
60歳到達月から退職までの期間を加算して、年金の改定計算を行います。
年金は、退職の翌月分から支給されます。

③ 65歳（「本来支給の退職共済年金」受給権発生）

共済組合から請求書を送付しますので、請求手続きを行ってください。

【加給年金額】

組合員期間が20年以上ある方は、加給年金額が加算されます。
加給年金額の対象となる配偶者の調査に関する書類を共済組合から送付しますので、手続きを行ってください。

【国民年金「老齢基礎年金」の請求】

老齢基礎年金は、公的年金制度の加入状況によって請求書の提出先が異なります。

○ **公務員期間だけの場合**
共済組合から請求書を送付しますので、記入後、共済組合に提出してください。

○ **公務員期間の他に、国民年金や厚生年金等の加入期間がある方**
本人が直接、社会保険事務所で請求手続きを行ってください。

特定消防組合員の場合

退職時又は受給権発生時まで、引き続き20年以上消防司令以下の消防職員として在職されていた方は、特定消防組合員に該当します。

昭和30年4月1日生まれの方までは、65歳になるまでの間、定額部分（基礎年金部分）が共済組合から支給されます。

定額部分の支給開始年齢は、生年月日によって異なります。

［定額部分の支給開始年齢］

生　年　月　日	支給開始年齢
昭和24年4月2日生～昭和26年4月1日生	62　歳
昭和26年4月2日生～昭和28年4月1日生	63　歳
昭和28年4月2日生～昭和30年4月1日生	64　歳

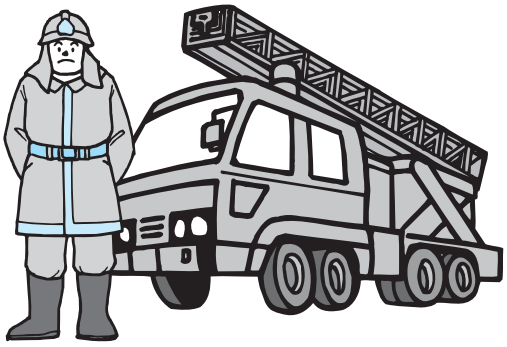

＜例＞　22年3月末定年退職（特定消防組合員）の場合

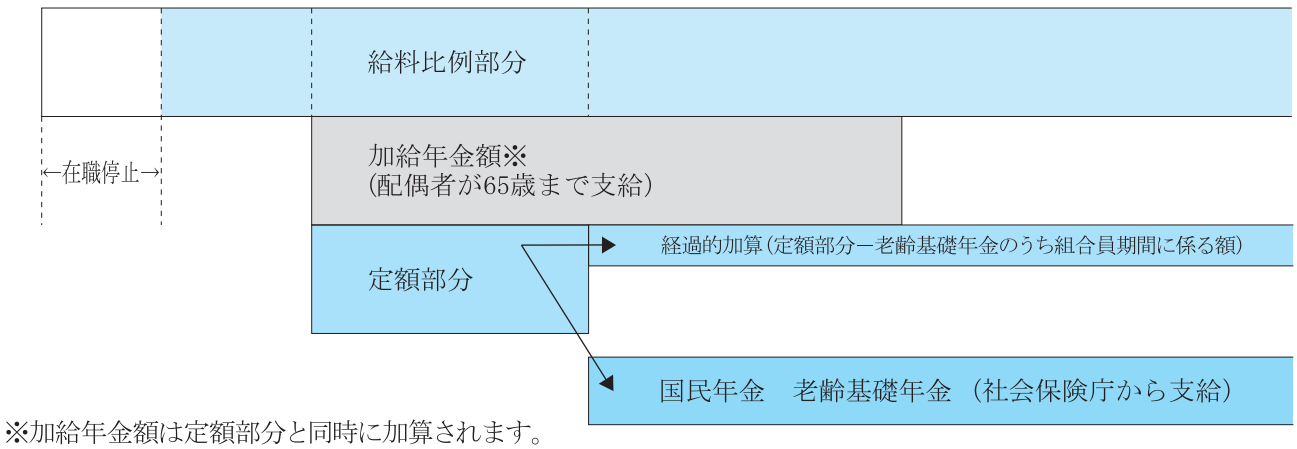

※加給年金額は定額部分と同時に加算されます。

加給年金額の対象となる配偶者等の調査に関する書類を共済組合から送付しますので、手続きを行ってください。

長期給付の掛金率が引き上げられました

長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定められております。

平成21年に行われた地方公務員共済組合の年金に係る「財政再計算」により、21年9月以降の財源率が次のとおり引き上げられることになりました。

【給料に対する率】　（単位：‰）

	現行	21年9月～	22年9月～	23年9月～	24年9月～	25年9月～
特別職等	74.00	75.77	77.54	79.31	81.08	82.85
一般職等	92.5000	94.7125	96.9250	99.1375	101.3500	103.5625

【期末手当等に対する率】　（単位：‰）

	現行	21年9月～	22年9月～	23年9月～	24年9月～	25年9月～
特別職等	74.00	75.77	77.54	79.31	81.08	82.85
一般職等	74.00	75.77	77.54	79.31	81.08	82.85

◎「財政再計算」の詳しい内容については、地方公務員共済組合連合会が作成した「財政再計算の結果について」をご覧ください。

平成21年度 特定健康診査・特定保健指導の積極的な受診をお願いします

平成21年度の特定健康診査が始まっています。被扶養者と任意継続組合員の方には受診券をお届けしておりますので、まだ受診していない方は積極的に受診しましょう。

対象者

各年度4月1日現在の組合員及び被扶養者のうち、その年度に40～75歳になられる方

特定健康診査

特定健康診査とは、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目（血圧、血糖、血中脂質、尿検査等）を満たした健康診査になります。

○組合員の方

職場の健康診断（事業主健診）又は共済組合が助成を行う人間ドック

○被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者の方

契約健診機関において受診した健康診査、在住市町の集団健診又は共済組合が助成を行う人間ドック

※対象となる方に、5月末に「特定健康診査受診券」を配付しています。

受診券配付時の案内文書、健診機関一覧表及び在住市町の集団健診日程表をもとに受診してください。

本年度も一部負担はありませんが、平成22年1月31日が有効期限です。ご注意ください。

共済組合が助成を行う人間ドックを受診する方は、「特定健康診査受診券」を共済組合に返納してください。

特定保健指導

職場の健康診断や共済組合が助成を行う人間ドックの健診等の結果から、特定健康診査に相当する健診データを共済組合が授受し、生活習慣病のリスクに応じて階層化（グループ分け）し、面接・通信により生活習慣改善のための支援を行う「特定保健指導」を実施します。

○利用券

「動機付け支援」、「積極的支援」に該当する方のうちから、発症リスク・予防効果に応じて対象者を選定し、「利用券」を発行します。

「利用券」の交付を受けた方は積極的に指導を受けてください。

○実施方法

共済組合から案内する保健指導実施医療機関等から、希望する医療機関等に直接予約していただき、組合員証等及び利用券を提示のうえ特定保健指導を受けてください。

本年度の特定保健指導の利用に係る利用者の一部負担金はありません。

特定保健指導のレベル判定

腹　　囲	追加リスク ①血糖　②脂質　③血圧	喫煙歴	対　　象 40～64歳	対　　象 65～74歳
85cm以上（男性） 90cm以上（女性）	2つ以上該当		積極的支援	
	1つ該当	あ　り	積極的支援	
		な　し	動機付け支援	
上記以外でBMIが25以上	3つ該当		積極的支援	
	2つ該当	あ　り	積極的支援	
		な　し	動機付け支援	
	1つ該当		動機付け支援	

追加リスクとは、　①血糖（空腹時血糖が100mg/dl以上、又はヘモグロビンA1cが5.2%以上）
②脂質（中性脂肪150mg/dl以上、又はHDLコレステロール40mg/dl未満）
③血圧（収縮時130mmHg以上、又は拡張期85mmHg以上）

＜動機付け支援＞メタボリックシンドロームリスクが出始めた方

生活習慣の改善点に基づき、目標を設定して行動できるよう支援します

◆初回面接・・・1人20分以上の個別面接など

◆6ヵ月後・・・電話やメールなどによる健康状態や生活習慣の確認

＜積極的支援＞メタボリックシンドロームリスクが高い方

生活習慣の改善のための行動目標を立て、3ヵ月以上の継続的な支援を行います

◆初回面接・・・1人20分以上の個別面接など

◆3ヵ月以上の継続的な支援

◆6ヵ月後・・・電話やメールなどによる健康状態や生活習慣の確認

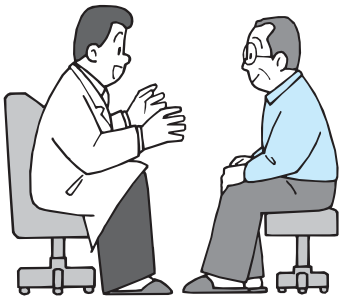

平成20年度 特定健康診査･特定保健指導の実施状況について

平成20年度から始まった特定健康診査・特定保健指導の実施状況については、健診機関や保健指導の実施機関との契約が大幅に遅れたことや、健診機関から健診結果データの提供の遅れ等により、特定健康診査及び特定保健指導の受診率は低位となりました。

実施状況（平成21年8月21日現在）については、次のとおりとなります。

特定保健指導の初回面接が終了している方は、自ら設定した目標を目指してがんばってください。

●特定健康診査

区　　分	対象者数 ※1 (A)	受診者数 (B)	受診率 (B/A)
※2 組　合　員	5,818人	5,198人	89.3%
※3 被扶養者等	2,593人	1,020人	39.3%
合　　計	8,411人	6,218人	73.9%

区　　分	対象者数 ※4 (C)	初回面接終了者数(D)	受診率 (D/C)
動機付け支援	490人	7人	1.4%
積極的支援	823人	8人	1.0%
合　　計	1,313人	15人	1.1%

※1 対象者数(A)は、平成20年4月1日～平成21年3月31日までに資格がある40歳以上75歳未満の人数

※2 組合員は、職場の健康診断と人間ドックの受診者数

※3 被扶養者等は、医療機関等での特定健診受診者と人間ドックの受診者数(任意継続組合員とその被扶養者を含む。)

※4 対象者数(C)は、特定健診の結果を基に階層化を行い、特定保健指導の対象となった者の人数

◎国が定める「特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項」及び共済組合が定める「特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標」の達成状況によっては、共済組合から拠出する後期高齢者支援金が±10%の範囲内で加算・減算等の調整となります。

インフルエンザ予防接種助成のご案内

平成21年10月から12月までにインフルエンザ予防接種を受けられた方に対し、費用の一部を助成します。助成対象者、助成額及び請求方法等については次のとおりとなります。

1　助成対象者　組合員及び被扶養者（65歳以上又は公費負担の対象者除く）

2　助成対象期間　平成21年10月1日～平成21年12月31日に接種したもの

3　助　成　額　1,000円を限度に1人につき1回の助成とします。（1,000円未満は実費額を助成）

4　提出書類　医療機関が発行する領収書の原本（レシート不可）

※領収書には**予防接種名、予防接種を受けた方の氏名、予防接種費用**の明記が必要です。

5　請求方法

ア　組合員が所属所経由で請求する場合

「インフルエンザ予防接種助成金請求書（個人用）」に医療機関が発行する領収書の原本を添えて所属所の共済組合事務担当者へお渡しください。

イ　所属所が一括して請求する場合

医療機関が発行する領収書の原本を所属所の共済組合事務担当者へお渡しください。

※請求方法については、アかイのどちらかになりますので、所属所の共済組合事務担当者へお尋ねください。

※請求書の様式については、共済組合のホームページの各種様式よりダウンロードできます。

ヘルスアップセミナーの開催について

健診の有所見者に対する事後対策として、健康づくり意識の高揚と健康生活習慣の実践の促進を図ることを目的に「ヘルスアップセミナー」を開催します。

今年度は40歳未満の組合員のうち、健診で腹囲又はＢＭＩが基準値以上となった方を対象に、ライフスタイルをチェックし、改善指導、運動指導、栄養指導のプログラムを実施します。

さらに、6ヵ月後の体重・腹囲・行動計画等の目標設定を行い、実践後に評価を行います。

セミナー後には、生活習慣記録機ライフコーダを使って身体活動状況を長期記録し、6週間後に個人結果レポートを送付します。

生活習慣の改善・健康増進を考えている方は、この機会に是非参加してください。

参加申込みは、所属所の共済組合事務担当者まで申し出てください。

●開催日　　**平成21年10月6日（火）**

●場　所　　**江北町　ふれあい交流センター「ネイブル」**

プログラム

- **ヘルスアップのための食生活**
  ～必要なエネルギー量、食事のカロリーを学ぶ～
- **調理実習**
- **体験試食会**
- **ヘルスアップのための運動**
- **グループワーク**　～6ヵ月後の目標設定～

貸付係からのお願い

借入状況等申告書の記入は正確に

共済組合の貸付申込み時には、「借入状況等申告書」の提出が必要となっています。

これは、貸付申込み時点で有するすべての借入金を確認し、申込者の毎月返済額が給料月額の30%以内であるかを審査するものです。

故意等により、他の金融機関の借入状況の記入を怠ったことが判明したときは、即時償還命令の対象となり、共済貸付の残高を一括償還していただくことになりますのでご注意ください。

最近、組合員の自己破産や民事再生事件が増加していることから、貸付申込み時の審査を厳しくしております。

「借入状況等申告書」を記入にあたっては、漏れのないように正確にご記入ください。